## 桑名市告示第140号

桑名市地域生活応援会議要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市地域生活応援会議要綱の一部を改正する告示

桑名市地域生活応援会議要綱(平成26年桑名市告示第206号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

桑名市地域ケア個別会議要綱

第1条中「地域包括ケアシステム」の次に「(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。)の構築」を、「実現」の次に「し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、」を加え、「するための自立支援を重視した居宅サービス計画の作成に向けて、専門多職種と介護支援専門員等が協働して」を「ケアマネジメント支援を通じて」に、「桑名市地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に、「地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に改める。

第2条中「生活応援」を「ケア個別」に改め、同条第1号中「資する」の次に「法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画(桑名市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(平成27年桑名市告示第151号)第4条に規定するケアプランを含む。))作成等における」を加え、「の支援」を「支援」に改める。

第3条中「地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に改め、同条第1号中「保健師又は看護師、 社会福祉士、主任介護支援専門員及び介護支援専門員等」を「職員」に改め、同条第5号を同条第8 号とし、同条第4号中「桑名市」を「市」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号 を加える。

- (4) 生活支援コーディネーター
- (5) 認知症地域支援推進員
- (6) 保健・医療・福祉関係者

第4条の見出し中「会議」の次に「の開催」を加え、同条中「地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に改める。

第5条第2項中「地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に改める。

第6条中「地域生活応援会議」を「地域ケア個別会議」に改め、「保健福祉部介護高齢課介護予防支援室」の次に「及び地域包括支援センター」を加える。

別記様式を次のように改める。

## 桑名市地域ケア個別会議に係る個人情報に関する誓約書

私は、桑名市地域ケア個別会議において、知り得た個人の情報について守秘することを誓約します。

年 月 日

(宛先) 桑名市長

所属又は団体 住所 氏名 (自署)

附 則 この告示は、公布の日から施行する。